【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2021年6月21日

【会社名】株式会社ティーガイア【英訳名】T-Gaia Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 金治 伸隆

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目 1 番18号

【電話番号】 03 (6409)1111

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員CFO 菅井 博之 【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目 1 番18号

【電話番号】 03 (6409) 1111

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員CFO 菅井 博之

【縦覧に供する場所】 株式会社ティーガイア 東海支社

(愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号)

株式会社ティーガイア 西日本支社

(大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月18日開催の当社第30回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2021年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金37円50銭 配当総額 2,090,067,525円

なお、当期は1株につき金37円50銭の中間配当金をお支払いしておりますので、これを合わせた 年間配当金額は、前期と同額の金75円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月21日

第2号議案 取締役9名選任の件

金治伸隆、近田剛、石田將人、菅井博之、樫木克哉、浅羽登志也、出口恭子、鎌田淳一および諸星俊男の9名を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

蒲俊郎および北川哲雄の2名を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

上野保を補欠監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額2億7,000万円以内(うち社外取締役分は年額6,000万円以内)と改定するものであります。なお、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

(3)決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果および 賛成割合(%) |
|--------|---------|--------|-------|------|---------------------|
| 第1号議案 | 527,947 | 224 | 1 | (注)1 | 可決 99.96 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 金治 伸隆 | 517,750 | 10,419 | - | (注)2 | 可決 98.03 |
| 近田 剛 | 527,093 | 1,076 | - | (注)2 | 可決 99.80 |
| 石田 將人 | 527,074 | 1,095 | - | (注)2 | 可決 99.79 |
| 菅井 博之 | 526,860 | 1,309 | - | (注)2 | 可決 99.75 |
| 樫木 克哉 | 527,029 | 1,140 | - | (注)2 | 可決 99.78 |
| 浅羽 登志也 | 527,224 | 946 | - | (注)2 | 可決 99.82 |
| 出口 恭子 | 527,195 | 975 | - | (注)2 | 可決 99.82 |
| 鎌田淳一 | 527,177 | 993 | - | (注)2 | 可決 99.81 |
| 諸星 俊男 | 527,120 | 1,050 | - | (注)2 | 可決 99.80 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 蒲 俊郎 | 527,841 | 328 | - | (注)2 | 可決 99.94 |
| 北川 哲雄 | 527,800 | 369 | - | (注)2 | 可決 99.93 |
| 第4号議案 | | | | | |
| 上野 保 | 527,758 | 413 | - | (注)2 | 可決 99.92 |
| 第5号議案 | 527,097 | 739 | 331 | (注)1 | 可決 99.80 |

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

以上